国第

百 八 会回 法 会 議 録

	招君	山泽	
	1	1	
策室長	徹君	東	
寺坊上等総合対も家庭局児童虐	勝君	宮崎	
厚生労働省子ど	博崇君	石川	
参事官	勇一君	真山	
外務省大臣官房	雄平君	上	
審議官を開始を表現しています。	まさこ君	森ま	
本語 言 言	亨君	三木	
外務省大臣官房	資曆君	福岡	
庁次長	雅治君	中川	
出入国在留管理	裕之君	加田	
法務省保護局長	広君	岡田	
法務省矯正局長			委員
法務省刑事局長	孝典君	月合	
法務省民事局長	4 其 君	多江	
審議官大臣官房	芳生君	有田田	
たっをからすって、コーデューデューデューデューデューデューデューデューデューデューデューデューデュー	克注君	高橋	
局審議官金融庁総合政策	真人君	高 清 水	
事官			理事
为累官房为累参	克夫君	矢倉	委員長
政府参考人			出席者は左のとおり。
員 ,			
常任委員会専門	月末	(i	
事務局側	券目	宮崎	
総局総務局長最高裁判所事務	1.	補欠選任	四月十九日
最高裁判所長官代理者	亨君	三木	山崎 正昭君
法務大臣政務官		補欠選任	辞任
大臣政務官			四月十八日
厚生労働副大臣	博崇君	石川	若松 謙維君
法務副大臣		補欠選任	辞任
副大臣			四月十五日
法務大臣			委員の異動
国務大臣			
			午前十時開会
			今和四年四月一十日(少明日)
			一令和四手四月十九日(火翟日)

副大臣 ガ働副大臣 **大臣** 八臣政務官 佐津 島 嘉田由紀子君 加田 古川 髙良 鉄美君 禎久君 英道君 裕之君 淳君 〇政府参考人の出席要求に関する件 〇法務及び司法行政等に関する調査 (テロ等準備罪に関する件) (技能実習制度に関する件) 旧姓の通称使用に関する件) 本日の会議に付した案件

小玉 久保田正志君 小野寺真也君 大輔君 ○委員長(矢倉克夫君) 亨君が選任されました。 を開会いたします

参事官小玉大輔君外十一名を政府参考人として出 席を求め、その説明を聴取することに御異議ござ の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣 関する件についてお諮りいたします。 ○委員長(矢倉克夫君) 政府参考人の出席要求に いませんでしょうか。 法務及び司法行政等に関する調査のため、本日 [「異議なし」と呼ぶ者あり] は書かれてあります。

ています。一から十までの間という意味も辞書に と、漢数字の一と十が組み合わさって言葉ができ

金子 柴田

修君

堀本

善雄君

紀子君

う決定をいたします。 ○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、 さよ

西山 宮田 佐伯 川原

卓爾君

紀男君 隆司君

祐良君

有馬

裕君

安東

武史君 知史君 義雄君 する調査を議題とし、質疑を行います。 ○委員長(矢倉克夫君) にお願いをしたいと思います。 ○岡田広君 自由民主党の岡田広です。 限られた時間でありますので、是非答弁は簡潔 質疑のある方は順次御発言願います。 法務及び司法行政等に関

まず、先週、裁判所職員定員法並びに裁判官の

西永

岸本

も、裁判官は労働時間の取決めがない、したがっ 中で、裁判官のワーク・ライフ・バランスについ 弁がありました。 弁は、裁判官の執務の実情の把握に努めるとの答 でありました。しかし、最高裁の政府参考人の答 育児休暇法の改正案の審査が行われました。その ての種々質疑も行われたわけでありますけれど て労働時間、勤務時間の把握は難しいということ

を辞任され、その補欠として石川博崇君及び三木 昨日までに、若松謙維君及び山崎正昭君が委員 委員の異動について御報告いたします (ウクライナからの避難民の受入れに関する件) (児童虐待の防止に関する件) (選択的夫婦別氏制度に関する件) ただいまから法務委員会 裁判官の育児取得率というのは、令和二年の統

うと思います。若干の干という漢字を分析します 府参考人はこう答弁しています。育休の取得率あ うデータも出ています。これについて最高裁の政 職の公務員は六二・四%。そして、育休法改正に 多くないという意味に使われることが多いんだろ るいは年次休暇についての裁判官の取得状況は 年次休暇も年間二十日、裁判官は九・四五日とい よってこれが上がることを期待をしております。 計では三六・九%という数字が出ています。一般 般職とは若干違うという答弁でありました。 若干という言葉は、幾らかとか多少、それほど

合いを使うということは、裁判官は勤務時間、 りますので、この言葉については再認識していた うにも聞こえると、私はそういうふうに感じてお だければと思っています。 めがないからスタートラインが違うんだというふ いて答弁は求めませんけれども、若干という意味 人の考え方は十人十色です。しかし、これにつ 決

弁がありました。 周知に努めるなどして積極的に取り組むという答 ランスは重要であるというふうに考えておりまし て、今後も仕事と育児と介護との両立支援制度の そして、裁判官についてもワーク・ライフ・バ

第

部

お聞かせをいただきたいと思います。認の意味で、最高裁の政府参考人にこれについて、確ただきたいと思いますが、この答弁について、確に裁判官のワーク・ライフ・バランスも進めているは、この育休法改正をきっかけとしまして更

○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) お答え

職場環境の整備等を進めてまいりました。基づき、特定事業主行動計画を策定するなどしていわゆる女性活躍推進法でございますが、これに性の職業生活における活躍の推進に関する法律、性の職業生活における活躍の推進に関する法律、

今後とも、子育てや介護を担う職員等を含め組合を表しております。

○岡田広君 最高裁に再確認をさせていただきました。やはり最高裁も、総合的に裁判官の勤務実態を把握する、過重労働にならないようにという態を把握する、過重労働にならないようにという。

世阿弥が「花鏡」という本の中に初心忘れるべからずという言葉を書きましたけれども、これは水の論理であって、念願の念という漢字です。今という字に心という字が組み合わさって言葉ができています。今日答弁した今の心、今日の気持ちを忘れないで是非頑張っていただきたいと思っております。

りこの育休法改正をきっかけにしてワーク・ライこれで理解をしたいと思いますけれども、やっぱは差し控えたいという答弁がありました。これははうことから最高裁にしっかりとした検討がなさいうことから最高裁にしっかりとした検討がなさ

フ・バランスを推進していくのは政府の責任であり、これを地方公共団体、企業に、全国に広げていく、欧米並みにしていくということはとても大切なことであり、法を守る、法をつかさどる法務切なことであり、法を守る、法をつかさどる法務しっかり、実行力のある人格識見豊かな古川法務しつかり、実行力のある人格識見豊かな古川法務でしていただきたいというふうに私は考えておるんですけれども、古川法務大臣のお考えをお聞かせいただきたいというふうに私は考えておるんですけれども、古川法務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) お答えをいたします。 職種にかかわらずこのワーク・ライフ・バラ なことだというふうに考えております。 ホウムプラン・プラスワンを策定をいたしまし ホウムプラン・プラスワンを策定をいたしまし なことだというふうに考えております。 これに基づいて職員のワーク・ライフ・バラン ンスの実現に向けた取組を推進しているところで ンスの実現に向けた取組を推進しているところで

向けて努めてまいります。

○岡田広君 古川法務大臣の決意を伺いまして、

は、人間が生きるためのキーワードの数字は三だバランス論という言葉を使っています。数字の三私、市長在職中から、一日二十四時間三分の一

以上掛かってしまいますから。以上掛かってしまいますから。ということも少し認識していただければと思っています。早起きは三文の徳とか三人寄れば文殊のはます。早起きは三文の徳とか三人寄れば文殊ののます。早起きは三文の徳とか三人寄れば文殊ののます。早起きは三文の徳とか三人寄れば文殊のいます。

二十四時間三分の一バランス論、八時間が通勤を事、八時間が睡眠の時間、残りの八時間が崩れてい、日本の経済社会では、八時間労働が十一時し、日本の経済社会では、八時間労働が十一時し、日本の経済社会では、八時間労働が十一時し、日本の経済社会では、八時間労働が十一時トレスがたまって病気になる、悪循環になるということです。

かせいただければ。て、古川法務大臣、何か所見がありましたらお聞て、古川法務大臣、何か所見がありましたらお聞二十四時間三分の一バランス論、これについ

○国務大臣(古川禎久君) 三という数字、先ほどいた。

先生の御指摘の三という数字、なるほど、言葉いたしました。

○岡田広君 是非、三を少し頭の中に再認識、選挙は良くないわけですから、三の話、また次の選挙は良くないわけですから、三の話、また次のがこしたいと思っておりますけど、是非よろしくお願いをしたいと思います。

人という方が日本に来ていらっしゃる。そして、ウクライナからの避難民の受入れ、五百四十四必要性についてお尋ねをしたいと思います。
ウクライナからの避難民の積極的な支援をする

らの支援の申出、 これを受けて、一方では、全国の自治体や企業か まだ回答はないと。 議して、翻訳機の貸出しを協議をしているけど、 ど、三十二人、県に申入れをしました。しかし、 いという申出、 茨城県でも、大洗町が社会福祉法人が支援をした す、もっと増えているんだろうと思います。 の方にもお願いをしている。で、今、 やっぱり町長の心配は、どうしても言語、ウクラ センターを提供したいと、八部屋あるんですけ も、ここの高梨哲彦町長が先頭に立って町の研修 名瀑の袋田の滝のある風光明媚な町ですけれど イナ語できる人がなかなか大子町にはいない。県 あるいは茨城県の大子町、日本三 九百五十三件、 四月四日現在で NTTと協 私の

やっぱり言語の問題、そして医療の問題、教育の問題、中長期的になれば就労の問題とかたくさんの問題があります。内閣官房が中心に司令塔になってやっているんだろうと思っていますけれども、これについて、津島副大臣がポーランド・ワルシャワを訪問して避難民の現状を視察をしてきたということであります。ポーランドで、ミレフスキ駐日大使とも会談して支援の在り方についてスキ駐日大使とも会談して支援の在り方についても意見交換をされた。そしてさらに、十六日でしょうか、日本に避難されているウライナ避難しょうか、日本に避難されているウライナ避難しょうか、日本に避難されているウライナ避難に提供されている一時滞在用の施設を非公開で

臣からまずお尋ねをしたいと思います。ですけれども、支援の在り方について、津島副大民、またこれからも増えることも想定されるわけ民、またこれがらも増えることも想定されるわけると思いますが、これを踏まえて、今後の避難

委員御指摘のとおり、まずポーランドの出張でげます。 岡大臣(津島淳君) 岡田広委員にお答え申し上

やNGOとの面談を行い、また多くの避難民のナとの国境地帯の視察、現地で活動する国際機関見交換、ワルシャワにある避難民施設やウクライ見交換、ワルシャワにある避難民施設やウクライございますが、四月一日から五日の日程で行ってございますが、四月、日から五日の日程で行って

の声を聞くことができました。
支援に当たっての具体的課題等について現場の生お会いし、避難民の方々の置かれた困難な状況やお会いし、避難民の支援に従事されている方々と直接

次いで、四月十六日でございますが、日本にお大臣の御指示によりまして行ってまいりました。大臣の御指示によりまして行ってまいりました。まさに、戦火を逃れて日本にやってきた避難民の方々をお迎えする場所であって、我が省とすれば、ここがほっと安心できる場所になるようにといい。

そういった工夫の一環として、一時滞在施設では、避難民の方々が自由に集まり懇談していただは、避難民の方々が自由に集まり懇談していただは、避難民の方々が自由に集まり懇談しており、り紙や塗り絵、ボールプール、滑り台等で自由にり紙や塗り絵、ボールプール、滑り台等で自由にり紙や塗り絵、ボールプール、滑り台等で自由にり紙や塗り絵、ボールプール、滑り台等で自由になるする。

こうした工夫は、避難民の方々の多くが女性、 こうした工夫は、避難民の方々の多くが女性、
神工要であるという、私自身がポーランド視察で
神工要であるという、私自身がポーランド視察で
であります。実際、今回の視察でウクライナ遊難
民の方々から、静かな夜を過ごせるようになりま
した、温かい食事をありがとうございます、日本
での生活を通して将来は日本とウクライナなどと
の懸け橋になりたいという御意見、感想をいただ
きました。

同時に、日本の学校に通いたい、日本で働きた

き続きしっかりと対応してまいります。

さ続きしっかりと対応してまいります。

さにしっかり耳を傾けながら、法務省としていただけるよう、中長期的な観点からも引は、より充実した支援を通じて安心して日本に滞ところでありまして、こうした避難民の方々の生ところでありまして、こうした避難民の方々の生き続きしっかりと対応してまいります。

で、質疑をおまとめください。 ○委員長(矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますの

〇岡田広君 時間が来ましたので終わりますけれ の不を取り除くということにあると思います。不 安を安心に、不満を満足に、不便を便利に、不信 を信頼に変えていくということでありますから、 を信頼に変えていくということでありますから、 と非このウクライナからの避難民についてもしっ かりと温かい気持ちで受け入れていただきたい。 そのことを申し上げまして、加田政務官には次 の質問できませんで申し訳ありません、ありがと うございました。

今日は、ウクライナからの戦争避難民についてす。どうぞよろしくお願いします。

の質問をさせていただきたいと思います。の質問をさせていただきたいと思います。今や戦争犯ますます激しさを増してきています。今や戦争犯ますます激しさを増してきています。今や戦争犯し、一刻も早く終結させなければならないといし、一刻も早く終結させなければならないといし、一刻も早く終結させなければならないといし、一刻も早く終結させなければならないといいう、そんな思いを強くしています。ところが、実際に現状を見てみますと、休戦協定、どうやら決際に現状を見てみますと、休戦協定、どうやら決際に現状を見てみますと、休戦協定、どうや戦争犯別したということも言われております。

の戦火から逃れてきているということなのです。の戦火から逃れてきているというしてウクライナいうか避難民、いろんな方がこうしてウクライナで四百七十四万人、すごい数ですね。まあ難民とで四百七十四万人、すごい数ですね。まの難民というのは日ごとに増すばかりです。大変な数に上っていは日ごとに増すばかりです。大変な数に上っているかが避難民。

ているわけです。
ているわけです。
に深刻、心配。遠いウクライナで

聞いたんです。

聞いたんです。

い例があって、その話が届いているというふうにけれども、ウクライナからの戦争難民の受入れにランドなど現地で、日本へのビザ、これが下りなる人ですけれど、その方から聞いた話です。ポーランドなど現地で、日本へのビザ、これが下りない例があって、その話が届いているというふうに対した。

ちょっと気になったのは、先日の委員会で質問させていただいたら、日本に避難したい人たちは、こういう緊急事態、そしてふだんではしない対応をこうした状況なので取っているという外務対応をこうした状況なので取っているという外務がありました。ふだんだとパスポートとか身元保証書がなければなかなかビザは出なので、現地の日本大使館では、身元引受人などがいなくてもビザ出しますよという非常に柔軟な対応なくてもビザ出しますよという非常に柔軟な対応なしているというお話伺ったんですが、このことについては変わりはありませんか。

○政府参考人(安東義雄君) お答え申し上げま

行っています。 第三国に避難された方々の我が国への受入れを第三国に避難された方々の我が国への受入れをりまが国はウクライナの国民と共にあり、ウクラ

ウクライナ避難民の方々への査証については、ウクライナ避難民の方々への査証については、ウク 日本に親族、知人がおられる方については、ウク 日本に親族、知人がおられない方については、日本国内での受入れ体制がれない方については、身元保証書の提出がなくてれない方については、身元保証書の提出がなくても査証を発給しているところでございます。さらに、査証申請を行う方が自己の責任に帰さない理由により有効な旅券を所持しておられない場合、在外公館において渡航証明書を発行しております。

を行っているところでございます。との方々の受入れに際しての査証業務において迅度の方々の受入れに際しての査証業務において迅民の方々の受入れに際しての査証業務において迅民の方々の受入れに際しては、ウクライナ避難

〇真山勇一君 そうすると、今のお答えは、先日 、カカライトによれたけ多くの避難民が国 柔軟にビザを現地で出しているというお答えだと いうふうに理解します。

境、ウクライナとそれからそれに接する国々の間境、ウクライナとそれからそれに接する国々の間でもうたくさんの方が出てきているので多分混乱をあると思いますし、もしかすれば、そうした人たちがどっと大使館なんかに詰めかければやはり遅れも出てくるというふうに思うので、正確に、本当に出ないで困っているのか、その辺はこれ私も確認しようがないので、今おっしゃっていただいたことが非常に大事だと思います。

こうした緊急事態で、身元保証書とかパスポースからに思います。まだこれからも日本へ来たいとが立場からも是非使命感を持ってやっていただけ的立場からも是非使命感を持ってやっていただけ的立場からも是非使命感を持ってやっていただければということを念を押してお願いしたいというふうに思います。まだこれからも日本へ来たいという方、出てくるかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

まっと順番入れ替えさせていただいて、古川大 医にちょっと先にお伺いしたいことがあります。 要するに、今回のウクライナからの人たちは難 民ではなくて避難民という、そういうことを言わ 民ではなくて避難民という、そういうことを言わ ます、訂正します、準難民という言葉を使われまし す、訂正します、準難民という言葉を使われまし す、訂正します、準難民という言葉を使われまし す、記正します、準難民という言葉を使われまし するという発言をしたという報道を私、実は目に

民というのはどういうもの、どういうことを意図 したんですけれども、この古川大臣の発言の意図 準難

○国務大臣(古川禎久君) しているのか、その辺伺いたいと思います お答えいたします。

いう御意見はかねてよりあるところでございま のではないかと、判断の幅が狭いのではないかと ます。そこで、 由に該当するかどうかということになってしまい 民に当たるかどうかを認定する際には、五つの理 よく言われておりますように、難民条約上の難 結果的に認定されるものが少ない

民に準ずるという言葉を使わせていただいている い、認定が可能になるような制度という意味で難 うことを受入れが可能になるような、ごめんなさ 対象にできるようなそういう制度が必要、そうい いかというような問題意識から、それをきちっと やはりこの制度が十分に機能していないのではな うかと思いますけれども、このような、実際、真 際的な解釈、ほぼこれ共通する判断になっておろ は、この難民には該当しないというふうなこれ国 のは、そのいわゆる難民条約上の五つの理由に 落とすおそれがあるような方、こういう方という に庇護すべき必要があると思われる相手に対して 例えば、内戦や戦争で戦闘に巻き込まれて命を

ていただいていると、こういうことでございま というような観点から準ずるという言葉を使わせ ども、その対象として難民条約以外に広げていく うな意味ではありません。必要性はあるのだけれ の難民よりもその庇護の必要性が劣るとかいうよ したがいまして、これは、いわゆる難民条約上

○真山勇一君 もう一点確認させていただきま

ると、その言葉、その言葉は、いわゆる難民条約 ということでよろしいんですか。 に掛からない方たちのためにその言葉を使われる 古川大臣も、そうすると、準難民、難民に準ず

私がイメージをしているのは、この補完的保護対 創設ということを盛り込んでおりました。実は、 来よりこの制度創設を考えております補完的保護 象者の認定制度のことでございます。 廃案になりましたけれども、 ○国務大臣(古川禎久君) この準難民というの ね、この中にもこの補完的保護対象者認定制度の で準備を進めております。御案内のとおり、昨年 は、この経緯からいいまして、実は、私どもが従 対象者の認定制度、これを創設したいということ 入管法改正案です

かし、これに該当しない場合であっても、例えば こういうことでございます。 人道上の観点から在留特別許可を付与するなどし て、言わば運用によってその保護をしてきたと、 に基づいて難民を認定して保護をいたします。し 従来、委員御存じのとおり、我が国は難民条約

| ると、そういうことでございまして、これを、何| し、その成立、創設を目指して準備をしてきてい | 必要があろうという問題意識の下に、補完的保護 ころは、いわゆるこの補完的保護対象者の認定制 説明するときに、難民制度、難民条約上の難民に といいますか、一言でといいますかね、簡単に御 度、このことを念頭に置いて申し上げておりま 使ったのですけれども、しかし、私の意図すると 対象者の認定制度というものをこれまでも設計を りではなくて、やはり制度としてきちんと整える な、そういう意味でこの準ずるという言葉を私は 準ずる、それに類すると、同じようなというよう 人に保護を差し伸べるということでは、そればか しかし、やはり運用だけに頼る、運用で必要な

独り歩きして出てきているけれども、やっぱり ど、今回ここで岸田総理が使ったためにちょっと いうことだと思うんですよ。突然、突然じゃなく ○真山勇一君 古川大臣の考え方、よく分かりま ちょっとこの準難民という言葉を考えていただき て前から準難民という言葉はあったわけですけ たいんですね。余り安易に使っていただきたくな した。私なりに理解したつもりなんですが、そう

> がしております とが非常に何かちょっとそれは危ういなという気 民という、私は、そういう形でこの言葉を使うこ に、一言で言うと簡単だし分かりやすいから準難 補完的保護対象者でいいと思うんですよ。確か と大臣のお話を伺っていて感じたんですが、 度をつくるんじゃないかなと、今そういうちょっ いなと、私はそんな感じが受けているんです。 特に問題は、その準難民という言葉を使って制 、私は

一うのをつくると、それで仕分をすることになる | さん、難民という方がいて、分類があって、今 味があるんじゃないか。 り、そういう意味で、何か区別を付けるような意 戦と準決勝、つまり決勝行く前ですよね。やはたち。それから、例えばスポーツなんかだと決勝 でしょう、やっぱり会員じゃない、会員に次ぐ人 り、例えばゴルフで会員と準会員というのがある 度、その下に、そうじゃないからって準難民とい いうのは準ずるですよね。そうすると、難民の皆 ジ、さっきも言葉の話が出ましたけれども、準と し、何か準という言葉は、日本語で言うとやっぱ やっぱり準難民って、準という言葉のイメー

うかということについて、やっぱりそれは必要だ う命の危険で国外へ逃れた人たちをどうやって救 民とはちょっと違うというときに、じゃ、 民にどうしても指定することができない、 の戦火、命の危険あるところから出てきた人で難 と思うんですね。 私は、やっぱり、大臣おっしゃったように、そ そうい 条約難

| ○国務大臣(古川禎久君) ですけれども、結果的にそのような印象を与えて 摘は大変ごもっともでございます。確かに、私 ただきたいと思うんですが、いかがでしょう。 という言葉、やはりこれは私はちょっと考えてい ぱりこういう形でやっていますけれども、準難民 ち立憲民主党が出している入管法、これにもやっ 法にもこういう言葉ありますし、それから、私た ですから、補完的保護対象者、これ政府の入管 何か程度が落ちるという意味ではなかったの ただいまの委員の御指

> うに心掛けたいと思います 今後生じないように、きちんとした言葉を使うよ 思いを致したところでございます。そこの誤解が しまい得るなと、今お話を伺って、 改めてそこに

○真山勇一君 是非そうしていただければという ふうに思います。

うんですよね。だけど、やっぱり国際紛争が起き ら外れちゃう人が多分出てきたりしてしまうと思 そこへ準難民というのをつくると、また準難民か るわけです。 味ではなるんじゃないでしょうかという意見もあ 避難民じゃなくてやはり難民ということに広い意 はり、今回ウクライナから出てきている人たちも たちから見ると、世論でも言われていますが、や り、いろんな事情は違いますけれども、やはり私 ていたり戦争が起きていたり迫害を受けていた 伺っているんですけれども、やっぱり難民という 条約で認められた人たちとそうじゃない人たち、 大変真摯に回答いただいたというふうに私は

いうふうに思っています。ありがとうございまし もなりますし、是非その辺を今後お願いしたいと 入らない部分をどうやって救済していくかとい あるんじゃないかという、そういうふうなことに が付くと、やはり準があったらその次にまた何か う、このことでやっていただきたい。準というの 難民ということを規定するのと、そうじゃない補 完的保護対象者という言葉で、どうしても難民に 是非、いわゆる国連の条約難民という、厳密に

方たちの在留資格というのは取りあえずどんな状 含めてその数字を教えていただきたいのと、その りがない人、こうした区別が分かれば、その辺も しゃるのか。親族、知人がいらっしゃる方と身寄 ば男女別、それから子供さんがどのぐらいいらっ いあるのか。そして、その方たちの、もし分かれ クライナから避難民という方たち、入国どのぐら じゃ、質問ちょっと戻りまして、現時点でのウ

○政府参考人(西山卓爾君) 避難を目的として本

らた。それから、在留資格についてお尋ねがございま

入国時におきましては、在留を希望する理由を含む個々の事情を踏まえまして、発給された査証さ続きの在留資格、特定活動一年への変更を認き続きの在留を希望する場合は、その希望等に応じまして、在留資格、特定活動一年への変更を認めるなどの対応を取っているところでございます。

○真山勇一君 ありがとうございます。

内訳をちょっと伺いたかったのは、やはりウクウェッスということ、それがこの数字でよく分かりまで国外へ出られないというふうなことがあって、で国外へ出られないというふうなことがあって、中で、

たくさん増えてくるというふうに思うんですが、ね。まだまだこれから長引けばこうした人たちはやっぱり日ごとに数かなり増えてきています

その日本へいらしたウクライナの方たちは、今のお話ですと短期在留ということでやっていきますが、その後、やはり知り合いのいるほかの国へ行きたいとか、あるいはそうじゃなくて、もうどこも行けないので日本で生活したいという人もいらっしゃると思うんですが、かなり入管庁は財政的な支信のサポートというのは大変大きな問題になってくると思うんですが、かなり入管庁は財政的な支援もするということで数字も出していますが、この財政的支援の根拠というのは、どういうものを基準にその数字、一日幾らとかそうしたお金支給の財政的支援の根拠というのは、どういるほかの国へ行いますけど、何を基準になっているんでしょうか。

簡潔にお願いいたします。 時間ですので、お答えは

○政府参考人(西山卓爾君) 支給一日当たりの生活費二千四百円ということを御紹介させていただいておりますけれども、それは生活保護の生活扶助水準を参考にいたしまして、日本で生活する上で必要な食費、光熱水道費、被服等の購入費用などを含むものとして設定したものでございます。 ○真山勇一君 時間が来ておりますのでここで終わりにしますけれども、とにかくまだ長引くと増えると思いますので、是非この対応しっかりともつていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○石川博崇君 おはようございます。公明党参議ありがとうございました。

いをさせていただきたいと思います。一つ日は、旧姓の通称使用、特に女性弁護士の院議員の石川博崇でございます。

まいりました。そうした取組の一つとして旧姓の党としても積極的に協力しながら共に取り組んで進するために様々な取組を行っており、我々公明進するために様々な取組を行っており、我々公明の活躍を推るために、日本政府としても重要かつ確固たあるとともに、日本政府としても重要かつ確固た男女共同参画は、国際社会で共有された規範で

たところでございます。 書にも広く旧姓併記が認められるようになってき書にも広く旧姓併記が認められるようになってきのが一カードやパスポートなど、公的な身分証明近称使用の拡大がございまして、現在ではマイナ

具体的な事例について順にお伺いをしたいという を招くことにもなっておりますので、今日はその の氏名の使用が大変困難な場面が多数ありまし 四月現在では、日弁連の女性会員の中で約四割の の方々の名前というふうに言えます。二〇二一年 れておりまして、この職務上の氏名こそが弁護士 の氏名は官報に公告されて弁護士名簿にも記載さ 市民の信頼を保護するという観点からも、職務上 上、複数の氏名を使い分けたり複数の氏名が併存 氏名を職務上の氏名として弁護士の職務を行うに て、それが大きな負担になっているとともに混乱 方が職務上の氏名を利用されておられます。 ふうに思います。 当たり使用することができます。弁護士が職務 したりすることは関係者の混乱を招くことから、 ところが、この弁護士業務の中でもこの職務上 弁護士の方々は、旧姓など戸籍上の氏名以外の

思います。

そこで、この成年後見人の氏名の登記に当たって、例えば弁護士の方々のように官報で公告されて、例えば弁護士の方々のように官報でいた。その職務上の氏名によって明確に本人を特定できる専門職が第三者後見人となる場合には、そういった専門職である旨を追記した上で職務上の氏名を使専門職である旨を追記した上で職務上の氏名を使専門職である旨を追記した上で職務上の氏名の登記に当たった。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。 ○政府参考人(金子修君) お答えいたします。 成年後見人等に関する登記事項は氏名又は名称 及び住所と定められており、ここでいう氏名とは 戸籍上の氏名をいうと解されております。成年後 見人等に関する登記事項は、成年被後見人等と契 約関係にある第三者や契約をしようとする第三者 が成年後見人等が誰であるかということを正確に 認識するために必要な記載であり、適切に公示さ れる必要がございます。

成年後見人等について、専門職である旨及び職務上の氏名を登記することにつきましては、法改合、弁護士を辞めたが成年後見人等であり続ける合、弁護士を辞めたが成年後見人等であり続ける場合などにおいて人の同一性を担保するための方法の検討、システム改修についての検討、関係機法の検討、システム改修についての検討、関係機法の検討、システム改修についての検討、関係機法の検討、システム改修についての検討、関係機力ではない成年後見人等の旧姓使用の可否についても検討する必要があると考えられます。他方、委員御指摘のとおり、弁護士の職務上の氏名など、旧姓使用の拡大についての取組は十分考慮する必要があると考えておりまして、こうした課題を含めて検討した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

〇石川博崇君 ありがとうございます。

また、こうま、後記判変うお所こう ^~ら半まくという答弁かと認識をいたしました。 様々課題はあるけれどもしっかり進めていただ

法定後見制度においては、後見人が弁護士や司てお伺いをしたいと思います。また、この点、後見制度の住所についても併せ

法書士の場合には事務所の所在地が審判書に記載

法務委員会会議録第七号 令和四年四月十九日 【参議院】

されて登記がなされる運用が定着しておりますけれども、任意後見制度については、任意後見契約が締結された場合、公証人からの嘱託によって任意後見受任者の氏名及び住所が登記されることになりますが、この際、住所については、任意後見契約はども、任意後見制度については、任意後見契約るものとされております。

したがって、この任意後見制度においては、弁あっても、業務の本拠である事務所の所在地を登あっても、業務の本拠である事務所の所在地を登記することになります。こうして御自宅が住所として登記されることになります。こうして御自宅が住所として登記されることによって、重要な書類が業務と関係ない自宅に送付されてくることもあると聞きますし、また、ケースによっては関係者との間で為が想定される場合もあるというふうにお聞きをしております。

ますけれども、いかがでしょうか。 はおいても、弁護士等の専門職がその業務として においても、弁護士等の専門職がその業務として といった。 といった は、所属団体等の は、所属団体等の は、所属団体等の は、所属団体等の は、所属団体等の は、所属団体等の は、所属団体等の

○政府参考人(金子修君) 先ほど御答弁しましたとおり、成年後見人等に関する登記事項は氏名又は名称及び住所と定められております。それで、ここでいう住所とは生活の本拠とされていることから、住民票上の住所を確認する運用をしているところでございます。先生御指摘のとおりでございます。成年後見人等に関する登記事項は適切に公示される必要があるところ、専門職の任意後見受任者について事務所の所在地を住所として登記することについて事務所の所在地を住所として登記することについては、住所の概念に影響を及ぼすものであり、先ほどと同様の課題を解決する必要ものであり、先ほどと同様の課題を解決する必要ものであり、先ほどと同様の課題を解決する必要ものであり、先ほどと同様の課題を解決する必要

点は十分考慮する必要があると考えておりまし自宅が登記されることによるリスクがあるという他方、委員御指摘のとおり、任意後見受任者の

○石川博崇君 この点も是非併せて検討を進めて応してまいりたいと考えております。て、こうした課題を含めて検討した上で適切に対

いと思います。
あわせて、未成年後見についてもお伺いをしたいただきたいというふうに思います。

未成年後見は成年後見と異なって、登記ではなく被後見人の戸籍への記載で公示されることとなります。この場合、後見人になった弁護士の戸籍、つまり配偶者の方、あるいは護士の戸籍筆頭者、つまり配偶者の方、あるいは親の氏名までが記載されることになりまして、就規の氏名までが記載されることになりまして、就にお聞きをしております。

とりわけ、未成年後見人に対して攻撃的な行動をしている場合には後見人に対する攻撃的な行動が起こる可能性もございますし、自宅住所や家族関係は秘匿しなければ危険であるというふうに感じる弁護士の方も多いそうでございます。日弁連が会員を対象に行ったアンケート調査でも、戸籍が会員を対象に行ったアンケート調査でも、戸籍が会員を対象に行ったアンケート調査でも、戸籍という回答が大変多いということも寄せられたそうでございます。

しょうか。
しょうか。
このとおり、成年後見、任意後見の登記のみならず、未成年後見の戸籍への記載においても、職らず、未成年後見の戸籍への記載においても、職らず、未成年後見の戸籍への記載においても、職

〇政府参考人(金子修君) 未成年後見人が就任し た場合、未成年者の戸籍に未成年後見人の氏名、 た場合、未成年者の戸籍に未成年後見人の氏名、 た場合、未成年者の戸籍に未成年後見人の戸籍の筆頭 者等を記載しているところでございます。未成年 後見人に関する戸籍の記載項目は現在の未成年後 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 見人を正確に認識するために必要な記載であり、 まが行えることが戸籍制度の趣旨に沿うものと考 えているところでございます。

○石川博崇君 次に、遺言の作成、執行について○石川博崇君 次に、遺言の作成、執行についてあがいたいと考えております。

公正証書遺言の作成や遺言執行者として不動産が外かなくないというふうにお聞きをしておりまめられず、戸籍上の氏名での手続を求められる事められず、戸籍上の氏名での手続を求められる事がが少なくないというふうにお聞きをして不動産が少なくないというふうにお聞きをして不動産がある。

○政府参考人(金子修君) お答えします。○政府参考人(金子修君) お答えします。の政府参考人(金子修君) お答えします。○政府参考人(金子修君) お答えします。○政府参考人(金子修君) お答えします。

公正証書遺言に遺言執行者の氏名を記載するに当たっては、遺言執行者が遺言の内容を実現するり、遺言執行者の氏名として職務上の氏名を使用することは認めない取扱いがあるものと承知しております。また、遺言執行者である弁護士が遺産である不動産の売却を行うに当たっては当該弁護士が登記義務者となって不動産登記申請を行うことになりますが、この場合にも、登記実務上、当該弁護士の職務上の氏名を使用することは認められないところでございます。認められていないられないところでございます。認められていないられないところでございます。

るところでございます。
いて取組が進められている中で、法務省としましいて取組が進められている中で、法務省としましいて取組が進められている中で、法務省としましいという。

御指摘の公正証書遺言や不動産登記における遺

承知 ます。 承知 ます。

| 〇石川博崇君 | 今の点もしっかり検討を進めてい

融庁、いかがでしょうか。 更なる働きかけが必要かと思いますけれども、 合には職務上の氏名の使用を認めていけるように 行えるように協力依頼を発出しているというふう からは既に全銀協に対して旧姓による口座開設が 職務上の氏名を拒否されて、戸籍上の氏名のみで 口座の開設についてお伺いをしたいと思います。 いない金融機関があるという状況でございまし いるというふうにお聞きをしております。金融庁 しか受け付けられないといったケースが多発して て、特にこの弁護士のように本人を特定できる場 に承知をしておりますけれども、 今日は金融庁に来ていただいております。 女性弁護士の方が銀行で口座開設をする際に、 実際対応できて 金

○政府参考人(堀本善雄君) お答え申し上げます。

既に御指摘のとおり、旧姓名義についてですける。 * れども、金融庁としても、内閣府と連携しつつ、 学に関する要請を行ってきたところでございまして、業界団体に対して旧姓名義による銀行口座の開設に も、これは日本弁護士連合会からの要請を受けまして、業界団体に対して、適切に対応するよう要請を いものでありまして、適切に対応するよう要請文 いものでありまして、適切に対応するよう要請文 を発出しております。

の一部の金融機関が未対応である理由としては、の一部の金融機関が未対応である理由としているところでは、銀行においてはおおむね七しているところでは、銀行においてはおおむね七ということでございまして、一方で、小規模な金割程度が旧姓名義による口座開設に対応しているということでございまして、一金融機関の対応しているということでございまして、金融機関の対応の一部の金融機関が未対応である理由としては、金融機関の対応の一部の金融機関が未対応である理由としては、金融機関の対応

等が挙げられると承知しております。 人確認などのマネロン対策への懸念が生じること ことや、あるいは犯収法に基づく口座開設時の本 大幅なシステム改修を適切に実施する必要がある

このため、引き続き、金融機関の対応状況の把対応を要請するといったことや、あるいは既に対応している金融機関の先ほど申しましたシステムやマネロン対応等の取組事例について業界団体から共有をすると、そういったことを行うという形で、未対応の金融機関の今後の具体的な取組、これを後押しするといったようなことを対応を進めていきたいというふうに考えております。

〇石川博崇君 しっかりと進めていただければと

伺いをしたいと思います。 員等に就任される弁護士の方々の扱いについておいておりますけれども、口座に関連して、調停委らう一つ、今日は最高裁判所にもお越しいただ

調停委員等に、任命に当たっては辞令において、担当した事件の調停調書、失礼しました、任て、担当した事件の調停調書についても職務上の氏名が記載される運調停調書についても職務上の氏名が記載される運用となっていると承知をしておりますけれども、この調停委員等への報酬については、職務上の氏名で任命された場合であっても、戸籍上の氏名で口座がないと振り込めないというふうに言われたりまずないと振り込めないというふうに言われた。この点について、対応されているとも伺っておりますけれども、最高裁判所の見解をお聞きをしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) 御指摘 ○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) 御指摘 の最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) 御指摘 の最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) 御指摘

りたいと考えております。といることでは、「級裁の事務担当者等への周知を徹底し、適切な運用がなされるよう努めてまいがも、本日委員から御指摘をいただきました御指摘も踏まえつつ、今後とも事務担当者等への周知とも、本日委員から御指摘をいただきましては、下級裁の事務担当者の改正につきましては、下級裁の事務担当者

以上、るる御脂滴をさせていただきました。 〇**石川博崇君** ありがとうございました。

以上、るる御指摘をさせていただきましたけれども、政府全体として男女共同参画を進める中でにの旧姓の通称使用を進めていただいておりますけれども、現場ではなかなかまだまだ追い付いていないところがございます。特に今回、弁護士の何を取り上げて職務上の氏名という点を強調させていただきましたけれども、様々な場面でできていない取組については更なる検討を進めていただきたいというふうに思います。

この点、最後に大臣にお伺いをしたいと思います。というふうに思いますけれども、法務大臣の御所団体とも連携しながら取組を図っていただきたいというふうに思いますけれども、法務などのような状況を踏まえて、結婚後さいたがきたいというふうに思いますけれども、法務に表にお伺いをしたいと思いましたいうふうに思います。

○国務大臣(古川禎久君) 政府といたしましてできたところでございます。また、マイナンバーカード等についても、令和元年から旧姓の併記が可能となったものと承知をいたしております。令和二年に閣議決定されました男女共同参画基本計画におきましても、旧姓の通称使用の拡大に取り組ん可におきましても、日姓の通称使用の拡大に取り組んのにおきましても、

終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。 終わらせていただきます。

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

ます。本日、私からは、外国人技能実習生をめぐるます。

御承知のとおり、このコロナ禍による入国制限がかなり緩和されてきており、これまで足止めをがかなり緩和されてきており、これまで足止めをがかなり緩和されてきており、これまで足止めをの機があり、このコロナ禍による入国制限

そうした状況の中、かねてから指摘されております。そうした状況の中、かねてから指摘されておりたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、前回三月十六日、古川大臣にたことを踏まえて、とても前向きな御答弁を頂戴いたしております。

今回は、今後、技能実習生が失踪や逃亡に追い今回は、今後、技能実習生が失踪や逃亡に追いいったことを考えていかなければいけないのかということについて、大臣、そして法務省の御認識を伺いたいと思います。前回の質疑で大臣は、私を伺いたいと思います。前回の質疑で大臣は、私から技能実習生の失踪、逃亡が多発している理由から技能実習生の失踪、逃亡が多発している理由から技能実習生が失踪や逃亡に追い及まれないようにするために必要な施策はどう

業、約八千百事業所あるらしいですが、うち五千生労働省が二○二○年に監督指導した実習先企そこで、大臣にまずお伺いしたいんですが、厚

七百事業所、実に七○%近くで労働基準法や労働 安全衛生法上の違反行為が認められているという なが働に従事させる企業が後を絶たないのは、これは技能実習計画の認定基準自体に問題があるのではないかということが考えられるわけでありますが、今後、技能実習計画の認定基準自体に問題があるのではないかということが考えられるわけでありますが、今後、技能実習計画の認定制度の見直しを行う必要性について、まず古川大臣の御認識をお行う必要性について、まず古川大臣の御認識をおります。

〇国務大臣(古川禎久君) 技能実習計画につきましては、技能実習法令や省令において詳細な基準を設けております。そして、この計画の認定に当たりましては、この基準に沿って、修得させる技能や従事させる業務の内容に加え、雇用契約の内容についても審査し、基準に適合する場合にのみ実習計画を認定することとなっております。

いることは事実でございます。 は、実習計画どおりに計画が履行されず、実習開は、実習計画どおりに計画が履行されず、実習開

細かい確認をするよう指導をしております。とこで、技能実習機構では、実習実施者に対しているものと承知をいたしております。また、技能実習機構に対しましてしております。また、技能実習機構に対しましてしております。また、技能実習機構に対しましては、技能実習生本人と面談をする機会を積極的には、技能実習機構では、実習実施者に対する実地検査において、資金、報酬等の労働条件やる実地検査において、設定された実習表情では、実習実施者に対する実力を表するよう指導をしております。

法務省としては、今後とも、制度を共管する厚生労働省とともに、技能実習機構の検査体制や質の現直しを検討するに当たりまして、実習計画のの見直しを検討するに当たりまして、実習計画の認定基準や審査の在り方についても、改めるべきは改めるという姿勢で不断に改善を図ってまいります。

○川合孝典君 ありがとうございます。

安価な労働力としての単純労働に従事をさせる企

法務委員会会議録第七号 令和四年四月十九日 【参議院

習生を使う企業が後を絶たないと思われますで が、大臣は、なぜ安価な労働力としてこの技能実 ついて、これはその事実は否めないと思うんです というか、チェックし切れていないということに 体についてやはり、要は抜け道が、抜け穴がある 体はしっかりしていたとしても、認定の在り方自 業というものが相当数あるということを考えたと しょうか 法務省のそのいわゆる認定の基準、 基準自

ŋ は、これはもう事実だろうというふうに思ってお 音と建前のギャップ、そごというものがあるの わけですね。ここにやはり、私は、この制度の本 という人たちの利用というものも現実としてある ざいます。しかし一方で、安価な労働力を欲する というものは、 ○国務大臣(古川禎久君) それは、 国際貢献であるというような一つの目的がご 御案内のとおり、 これは技能移 技能実習制度 ございます

う姿勢で臨んでいきたいと考えております してあるべき姿に近づけていけるような、そうい 期を迎えておりますので、きちんとその見直しと おりますので、改正じゃありません、見直しの時 おりますとおり、この制度の改正の時期を迎えて 状をしっかり把握しながら、従前から申し上げて り改めるべきは改めていくという姿勢の下に、現 したがいまして、そういうことを含めて、やは

〇川合孝典君 ありがとうございます。

お取組、進めていただきたいと思います。 と思っております。ありがとうございます。 から御答弁いただいたことは大変意義深いことだ 性が取れていないということについて大臣御自身 実際のその制度の趣旨と運用の実態が全く整合 是非

の監督強化に向けた取組というものを進めていた のかという指摘がよくなされておりますが、そう る監理団体の監督指導が十分ではないのではない したいと思いますが、技能実習機構によるいわゆ 続きまして、次の質問に参りたいと思います 技能実習機構による監理団体 これは政府参考人にお伺い

をさせていただきたいと思います だいていると思いますが、その現状について確認

| を定めた上で、監理団体等に対して定期検査又は 一におきましては、多くの実地検査を公正、 員向けの研修の実施などを実施しているところで 扱いの周知、初任者に対する〇JTや指導担当職 め、指導担当職員同士の各種会議でのこれらの取 ます。さらに、検査担当職員の資質の向上のた 帳簿の作成状況等を確認しているところでござい の徴収、支出の状況や、技能実習法で定められた 理事業所の中立性、監理責任者の常勤性、監理費 臨時検査を実施しているところでございます。 に実施できるよう、年間の検査方針や検査手順等 習実施者への監理指導を適切に行っているか、監 監理団体に対する実地検査におきましては、

考えております の検査体制や質の確保に取り組んでまいりたいと 管する厚生労働省とともに、外国人技能実習機構 法務省といたしましては、 今後とも、制度を共

○川合孝典君 ありがとうございます。

御答弁をいただいているんですが。 西山次長から、マニュアルというか手順のような ただいておりまして、その折に西山次長の方に、 ものは定めていますというちょっとぼわっとした 検査について、検査マニュアルはあるのかという いわゆる技能実習機構による監理団体のいわゆる ことの質問をさせていただきましたが、その折、 前回、三月十六日にも同様の御質問をさせてい

一と思うんですけど、この点についての御認識はい とか勤務履歴ですとか、そういったものの確認 ると、やはりこれは人によってこぼれ落ちるとい 等々も含めて検査項目をしっかりと明示、マニュ で、いわゆる、当然のことですが、賃金台帳です うかチェック漏れが生じることが懸念されますの アル化して検査を均質化することの必要性がある によって検査の内容、項目が違うということにな ちなみに、人によって、いわゆる検査を行う人 ○政府参考人(西山卓爾君) 外国人技能実習機構 かがでしょうか

統一的 実 るでしょうか。 順になってございます

間に対応等についても御検討いただきたいと思い た質問させていただきたいと思いますので、その うことの議論につなげていかないと根本的な問題 踏まえた上で、どうそれを改善していくのかとい チェックし切れていない事実があるということを しようと努力されていることを全否定するつもり ○川合孝典君 もちろん、趣旨にのっとって対応 はないんですけど、現実問題として、きちんと は正直言って不十分だと思いますので、追ってま の解決につながらないと思います。今の御答弁で

います。 時間がありますので、次の質問に参りたいと思

借金を何とかして返さなければいけないというよ 様々な費用を本国において借金していると、この な取扱いということの指摘と同時に、手数料など 逃亡が多発している理由について御質問した折、 答弁を実は頂戴しております。 うな経済的な事情、これが大きく存在しているの ではないかと認識していますという、こういう御 先ほど質問させていただいた実習実施者の不適切 大臣の方に冒頭申し上げた技能実習生の失踪、

で結構です、不適切な送り出し機関を排除すると の不適切なまず送り出し機関、 そこで、大臣に御質問したいと思いますが、こ 失礼、 政府参考人

定められておりますので、その検査項目に従って 担当職員において検査をするという、そういう手 ○政府参考人(西山卓爾君) 検査項目については

〇川合孝典君 やることをきちっとやっていらっ に出てくる理由は、ではなぜだと御認識されてい しゃるのに検査漏れが生じているという指摘が後

いないので、なかなか御回答が難しゅうございま かを含めまして、ちょっとそこまで調査は至って は、私どもも、検査と実態が乖離しているかどう ○政府参考人(西山卓爾君) その点につきまして

す。

すか。 国人技能実習生の受入れ等について、取消しを 行っていらっしゃるのであればその取消しの件 りましたが、この不適切な送り出し機関からの外 数、具体的な数字が分かったら教えていただけま いうことの取組についても言及していただいてお

改善されたものが三十六機関等となってございま のが二十三機関、送り出し国政府の指導等により して、不適切な行為を疑われるとしてこれまで我 ろでございまして、そのような取決めに基づきま 報して調査を依頼し、その結果に基づいて送り出 関の排除につきましては、二国間取決めに基づき も、そのうち認定送り出し機関から除外されたも し機関への指導、認定取消し等を求めているとこ ○政府参考人(西山卓爾君) が国から通報したのが百三機関ございますけれど まして、その枠組みを通じまして相手国政府に通 不適切な送り出し機

〇川合孝典君 ありがとうございます

だきたいと思います。 は厳しく目が入るようになっているようでござい ますので、引き続きそうしたお取組、 以前に比べて大分この辺りのところのチェック 進めていた

日してこられるということについて、この点につ れるのかという、その借金の内訳といったような ものは入国時にこれは把握されているものなので いて、本国で一体幾ら借金を抱えて来日しておら すが、技能実習生が多額の借金を抱えて日本に来 しょうか。 あわせて、追加で質問させていただきたいんで

基づかない借金を抱えている方に対してはどう ○川合孝典君 ○政府参考人(西山卓爾君) てございます。 では、確認に基づいて、ルールに 確認をいたしております。 確認する手続を取っ

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。 いった対応をしていらっしゃるのかも併せて教え

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

(1

か、 おります で資格の認定をしないといった取扱いもいたして に違反するような多額な借金の取決めであると ○政府参考人(西山卓爾君) そういった問題が認められた場合には、そこ 仮にその技能実習法

○委員長(矢倉克夫君) 時間が参りました

いては質疑させていただきたいと思います ないことがありますので、引き続きこの問題につ たことも含めて、ちょっとまだ詰めなければいけ ようであってはならないわけであります。そうし ということで技能実習生御自身にその被害が行く いるということが判明した場合、資格を認めない りたいと思いますが、要は、多額の借金を抱えて ○川合孝典君 時間が参りましたのでこれで終わ 本日はこれで終わります。

いて御報告いたします。 ○委員長(矢倉克夫君) この際、委員の異動につ

として宮崎勝君が選任されました。 本日、石川博崇君が委員を辞任され、 その補欠

せていただきたいと思います。 ○東徹君 私からも入管法の改正についてお聞きさ 日本維新の会の東徹でございます。

うんですが、 れるので、一体どっちなんだろうというふうに思 たしておるんですが、やっぱり報道を聞いている だというような答弁だったというふうに確認をい 対象者という制度が非常に大事で、それでいくん 私は質問をして、大臣からは、いや、補完的保護 た準難民という方でいくのかということについて 的保護対象者という制度でいくのか、それともま だきました。廃案となった入管法の改正案の補完 の避難民の受入れのことについて質問させていた 先週の木曜日、十四日の委員会で、ウクライナ 総理は準難民というふうなことを言わ もう一度よろしくお願いいたしま

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

第三部

した。 一設を念頭に置いて申し上げていることでございま くまでもこれは補完的保護対象者の認定制度の創 前回も御答弁させていただきましたように、あ

とおりだなと思いまして、そこは言葉の使い方と して重々気を付けていきたいというふうに思って ような趣旨の御指摘をいただきまして、全くその と、混乱を招くおそれがあるのではないかという ら、その言葉の使い方で、ともすればこの印象、 おります。 ちょっとこの言葉の表現の仕方としてどうなのか ただ、先ほどの質疑におきまして、真山委員か

す。 前回御答弁申し上げましたとおりでございま

う説明というふうな解釈でよろしいんでしょう いしていたんですけれども、補完的保護対象者と いうものが一本であって、その説明が準難民とい 制度と二つあるのかなというふうにちょっと勘違 準難民という制度とこの補完的保護対象者という ○東徹君 ということは、何か私にしてみれば、

○国務大臣(古川禎久君) そのとおりでございま

○東徹君 ありがとうございます。

では、

次の質問に移らせていただきます。

ております。 を修正していただいたというふうに記憶をいたし たというふうに思っております。我が会派として この法務委員会でもかなり紛糾した対立法案だっ は、賛成だけれども、 成二十九年、二〇一七年七月に施行されました。 テロ等準備罪についてでありますが、これ、 取締りの可視化というもの 平

ということで、海外に逃亡したりとかそういった 犯罪防止条約ですね、これが締結が可能になった 人たちの身柄の引渡しだとか、また海外の捜査で て、これTOC条約という国際犯罪の、 になったという、大変私はメリットがあったとい これから五年たちますが、条約の締結によっ そういったことが直接できるよう 国際組織

> | かどうか、お伺いをしたいと思います。 すけれども、具体的にどのような成果があったの うふうに思っておりますが、その後、五年たちま ○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたしま

き外国からの要請を受理した件数は十二件でござ ら令和四年三月末日までの間にTOC条約に基づ ついてTOC条約が発効した平成二十九年八月か ざいますが、捜査共助につきましては、我が国に 条約の締結後のその実績のお尋ねということでご いまして、当省、法務省を通じて外国に要請を発 委員お尋ねは、国際組織犯罪防止条約、

内にTOC条約に基づいて外国に犯罪人を引き渡 した件数は一件でございます。 また、犯罪人引渡しにつきましては、この期間

した件数は五件でございます。

○東徹君 ありがとうございます。 今回、ロシアのウクライナ侵攻を見ていても、

かいうふうなのを見まして、これは日本も原発の ウクライナにある原発をロシア軍が攻撃したりと 大変だなと 施設がある中でこういったことが起こると本当に

された証拠に基づいて個別に判断されるべき事柄 かということの御質問でよろしいでしょうか。 とで原発へのテロ行為を防ぐことができるかどう ○国務大臣(古川禎久君) テロ等準備罪を使うこ だきたいというふうに思います。 いるのか、これは古川大臣にお伺いをさせていた でありまして、 為、こういったものを防ぐことができると考えて 犯罪の成否というものは、捜査機関により収集 テロ等準備罪を使うことで原発へのテロの行 一概に申し上げることは困難でご

四に掲げる罪、例えば組織的な殺人、 として申し上げますと、組織的犯罪処罰法別表第 団の団体の活動として、当該行為を実行するため る行為で、 造物等損壊、現住建造物等放火といった罪に当た その上で、テロ等準備罪の成立に関して一般論 テロリズム集団その他の組織的犯罪集 組織的な建

ざいます。

の組織により行われるものの遂行を二人以上で計 画し、その計画をした者のいずれかによりその計 準備罪が成立することとなります。 その他の実行準備行為が行われた場合にはテロ等 画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見

されることとなるものと考えております。 画された犯罪の実行着手前の段階での検挙、 犯罪の実行による重大な結果の発生が未然に防止 が可能であり、そうした検挙、処罰がされれば、 以上です そして、テロ等準備罪が成立する場合には、 処罰 計

ТОС

○東徹君 そういったテロ等準備罪を使って、 いいなというふうに思います ういった組織犯罪、こういったものが防止され て、未然に防ぐことができるというふうになれば そ

ます。 れは、 だけの予算を掛けてきたか、お伺いしたいと思い うんですが、この十年間でこの施設の運営、どれ 活指導とか職業補導を行う施設でありますけれど 導処分に付された二十歳以上の女性を収容して生 も、現在にはこれ東京でたった一か所しかないと が、婦人補導院についてでありますけれども、 いうことで、それもどうなのかなというふうに思 続きまして、次の質問に移らせていただきます 売春防止法第五条の勧誘等の罪を犯して補 ح

〇政府参考人(佐伯紀男君) お答え申し上げま

ざいます。 婦人補導院は、ただいま委員御指摘の施設でご

の予算額、一年当たり約二千万円前後で推移して 令和三年度までの直近十年間における婦人補導院 いるところでございます。 直近十年間ということで、平成二十四年度から

れたのか、お何いしたいと思います。 いうことでありますが、この十年間で何人収容さ ○東徹君 一年当たり二千万円、十年で二億円と

四年から令和三年までの直近十年間で合計三名の ○政府参考人(佐伯紀男君) 平成二十四年、 これ暦年でございますが、 お答えいたします。 <u>二</u> 十

収容がございました。

て今後どのように考えているのか、お伺いしたい されることになるわけですけれども、法務省とし ます。今後、この法案成立すれば婦人補導院廃止 案では婦人補導院が廃止ということになっており 通過して衆議院で審議されておりますが、この法 法で提出された困難女性支援法案、これが参議院 のかというふうに思いますが、これ今回の議員立 と思います これ、こういう施設の在り方がどうな 十年間でたった三名しかなかったとい

な課題であるというふうに認識をいたしておりま ○国務大臣(古川禎久君) 困難な問題を抱える女性に対する支援は重要 長引くコロナ禍の下

するものだというふうに承知をいたしておりま 寄り添ったきめ細やかな支援を行うことを可能に るものでありまして、困難な問題を抱える女性に 防止法から外し、支援のための新たな根拠法とな 護事業として行われてきた女性支援の根拠を売春 る女性への支援に関する法律案は、 御指摘の議員立法であります困難な問題を抱え 従来、 婦人保

改善更生に向けた指導や支援を行ってきたところ 止の観点から、保護観察所が保護司等と協働して 護観察を受けている場合には、非行防止や再犯防 相談などの支援を行い、また、こうした女性が保 性に対して人権相談ですとか法テラスによる法律 法務省ではこれまでも、困難な問題を抱える女

の関係機関と適切な連携を図りつつ取組を進めて を受けることができるよう、厚生労働省やその他 まいりたいと考えております。 今後も、困難な問題を抱える女性が適切な支援

ども、この女性支援センターというのも、これ東 そういった支援を行っていくということですけれ 思うんですが、女性相談支援センターをつくって な女性に対しての支援というのは非常に大事だと ○東徹君 そうですね。女性の、そういった困難

○委員長(矢倉克夫君) 答弁できますか。 か。もし分かればお伺いしたいと思います 京に一か所しかないということになるんでしょう

○政府参考人(宮田祐良君) お答え申し上げま

ございませんので、お答えすることはできませ か、恐らく都道府県に一つだというふうに理解は 婦人相談所の名称を変更するというふうに伺って おります。現行の婦人相談所が東京都に幾つある ターにつきましてでございますけれども、現行の しておりますけれども、ごめんなさい、今手元に 新しい法律の下で置かれる女性相談支援セン

○東徹君 ありがとうございます。ちょっと確認 りがとうございます。 をしたかったので質問させていただきました。あ

いしたいと思います。 す。不動産の相続登記のデジタル化についてお伺 続きまして、次の質問に移らせていただきま

いうことなんですね。 い戸籍謄本についてですけれども、発行者である として、オンライン申請に添付しなければならな ふうに報道が出ておりましたけれども、その理由 ル化進まぬ現実 なっております。 では手続が進めることができないということに 可というふうに書かれております。不動産の相続 た対応をしている自治体は実際にはどこもないと ホームページでは、全てインターネット上で対応 いるんですけれども、市町村長の電子署名といっ 市町村長の電子署名を付けるものと、こうされて 登記についてなんですけれども、これオンライン 法務省の登記・供託オンライン申請システムの 法務省の不思議な対応」という 日経新聞の記事にも、 「デジタ

トで対応可というふうにしたのかどうか、 を、法務省はこれ、こうやって全てインターネッ したいと思います。 なぜこれ、できない、実際にはできないこと お伺い

まずさについてはちょっと後ほど御説明します ○政府参考人(金子修君) ホームページの記載の

そういったことであるわけですけれども、

これ

を目的としています。 動産について、その現況や権利関係を公示するこ が、その市町村長の電子署名のある戸籍謄本の添 国民の重要な財産であり経済活動の基盤となる不 付を必要とする理由ですが、不動産登記制度は、 とにより不動産取引の安全と円滑化に資すること

謄本等の原本の提出を求めているところでござい ば、相続に基づく所有権移転登記については戸籍 たって物権変動の内容が真実であること等を確認 する添付情報の原本の提出を求めています。例え する必要があり、申請者に対しては物権変動を証 そのため、登記官は、不動産登記の審査に当

市町村長の電子署名が必要となっております。 ため、作成者の電子署名を求めているものでござ 申請の場合でも同様であり、オンライン申請で登 でする場合には、戸籍謄本等の作成権限を有する 成者により作成された原本であることを証明する 記申請を行う場合には、添付情報が権限のある作 います。すなわち、相続登記の申請をオンライン このことは書面申請の場合に限らずオンライン

でございます。 送又は持参で提出する取扱いとなっているところ 等をオンラインで提出することはできず、 とおり、実際上、オンライン申請の際に戸籍謄本 のと承知しております。その結果、 等に電子署名を付与する取扱いはされていないも されていない市町村もあり、市町村長が戸籍謄本 もっとも、現在、戸籍謄本や除籍謄本は電子化 委員御指摘の

戸籍謄本について、発行者である市町村長の電子 応可ということになっておるんだけれども、これ ○東徹君 説明は結局、全てインターネットで対 ことをインターネット上で対応可ということを言 ないということですよね。だから、できもしない も、この電子署名は実際には自治体側はやってい 署名が付けるものというふうになっておって、で うこと自体がこれは間違っているんだというふう

まだ、事実と異なるのにもかかわらず、 ことが、これインターネット、

○国務大臣(古川禎久君) ただいまございました

別途郵 正確で分かりやすい情報発信を心掛けたいと存じ

ページでありますから、今現在もまだそうなって いるんじゃないでしょうかね。そういったものが は大臣にお伺いしたいと思いますが、こういった こどう改めるのか、お伺いしたいと思います。 い、いかぬというふうに思いますので、大臣、こ のごとくやっているというのは、僕はこれ、まず 法務省のホーム できるか

すけれども、先ほど民事局長から答弁がありまし の全部又は一部についてオンラインでの提出に対 ンターネットで対応可と表示をいたしておるので いうことで民事局に指示をいたしました。 にするためにも、これ早急に見直しを検討せよと に受け止めたいと思います。誤解を招かないよう 応できていない、そういう手続もございます とおり、申請システムのホームページでは全てイ たとおり、現状では、相続登記のように添付情報 この点に関するただいまの委員の御指摘を真摯 今後とも、国民の利便性に資するように、

○委員長(矢倉克夫君) 時間が参りました。 ○東徹君 古川大臣、 、ありがとうございます

を期待して見ておりますので、 うことでありますから、きちんと改正されること たします 是非、そのような形で指示していただいたとい よろしくお願いい

〇山添拓君 日本共産党の山添拓です ありがとうございました。

居は受入れ自治体や民間が提供し、医療費や教育 就労支援費は国が実費を負担、ホテル退所後の住 とホテル退所後とに分け、ホテルは国が借り上げ 支援内容を決定し、公表しました。ホテル滞在中 ます。先ほど真山議員からもありましたが、 費は国が必要に応じて実費を負担するとされてい て提供、ホテル滞在中の医療費、日本語教育費、 資料をお配りしております 入管庁は、四月十一日、ウクライナ避難民への

費について、 人目以降千六百円とあります。 ホテル退所後は一人二千四百円、二 ホテル滞在中は一日千円、食事は別

明ください 金額の考え方について、改めて入管庁から御説

事情もありまして、まず金額として分かれており ホテル退所後では賄いの有無が違ってくるという ○政府参考人(西山卓爾君) このホテル滞在中と

等の購入費用などを含むものとして設定したもの で生活する上での必要な食費、光熱水道費、被服 いては、生活保護の生活扶助水準を参考に、日本 でございます 二千四百円としてございますけれども、これにつ その上で、一日当たりの生活費、ホテル退所後

いうことで月三万円、 〇山添拓君 月七万二千円で、一日二千四百円 。ホテル内は衣類と洗濯費用ぐらいであろうと 一日千円、こういう考え方

ざいます ○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘のとおりでご

歓迎したいと思います。 減は私もこの委員会で求めたことでもあります。 費が支援されることは重要です。医療費の負担軽 て避難してこられた方々にとって幾らかでも生活 〇山添拓君 着のみ着のまま、多くの苦痛を伴っ

する法的な根拠は何ですかり ライナからの避難者について、住居や医療、教 こうした扱いは異例の対応だと思います。ウク 就労支援、そして生活費全般についても提供

とでございます。 いますよりも、 ○政府参考人(西山卓爾君) これは法的根拠とい 政府において決定をしたというこ

○国務大臣(古川禎久君) 対応として決定したということでしょうか。 法的根拠はないけれども、人道的な 今回のロシアによるウ

る行為でありまして、断じてこれを容認すること | ずそこで比べて云々するべきことではないという 重といった普遍的原理に基づく国際秩序を破壊す クライナ軍事侵攻は、法の支配や基本的人権の尊

はできません。

ら第三国に避難された方々の受入れを進めるとい 更なる連帯を示すため、我が国は、ウクライナか 危機に直面を余儀なくされているウクライナとの 月十六日現在で約四百八十七万人に達していると うことを決定をいたしました。 いうことでございます。このような未曽有の人道 イナから近隣国等に避難をした方々というのは四 UNHCRの発表によりますと、ウクラ

んでいるものでございます。 難生活の場を提供すべく、政府全体として取り組 して、避難される方々にまずもって安心できる避 ライナが瀕する危機的状況を踏まえた緊急措置と すなわち、現在の我が国の対応は、まさにウク

とについても一歩前進であり、今求められている おります。また、これまでにない対応をされたこ りはありませんし、極めて大事な対応だと思って 対応だと思うんです。 〇山添拓君 私はそのことについて否定するつも

はありません。 月末までに四千六百人に対して特定活動の在留資 からの避難民、避難者について見たような支援策 格を認めていますが、それ以上の、今ウクライナ したミャンマーからの避難者については、今年三 んですね。例えば、昨年二月にクーデターが発生 人はウクライナからの避難者だけではないと思う 同時に、こういう人道的支援を必要とする外国

するものでございます。そのことと、御指摘のあ ○国務大臣(古川禎久君) 今回のウクライナから ると思うんですけれども、いかがですか。 クライナからの避難者に限らず、人道的に様々な して考えるというのは、まずは、 りましたその他の場合と一概に同列で並べて比較 に、この未曽有の人道危機に緊急措置として対応 いうものは、先ほども御答弁申し上げましたよう の避難民の方に対するこの受入れ、そして支援と 支援を必要とする外国人はほかにも国内に見られ 大臣、答弁いただきましたので伺いますが、ウ 論理的にも、ま

ふうに考えております。

のクーデターだって未曽有の事態ではあるんです はないんですね。人道的な支援を求めている方と 〇山添拓君 私は比べてくれと言っているわけで の緊急的な措置でございます 民の皆さんにできる限りのことをするという政府 いうのはほかにもいるではないかと。ミャンマー まずもって、今必要な、ウクライナからの避難

が問われることになると指摘させていただきたい よって殊更対応に差を付けることは対外的な信頼 支援の必要性に違いはないはずです。 暴力や迫害から逃れようと日本に来る人にとって が異例の暴挙であることは間違いありませんが、 算委員会で与党議員からも指摘がありました。私 な対応が変わるのはおかしいと、これは昨日、 もそのとおりだと感じました。ロシアの侵略行為 に関わり、ひいては日本政府の人権に対する意識 この出身国によって、その事情によって人道的 出身国に 決

るものと承知しております。

れは答弁結構です その上で……(発言する者あり)はい、大臣、こ

と思います。

せん。 なった人を難民から排除するという規定はありま は半世紀前の発想だと批判されています。入管法 はないとしてきました。しかし、それは国際的に にも難民条約にも、戦争で国を離れざるを得なく 政府はこの間、戦争から逃れて来た人は難民で

家間における暴力が含まれ得るとしています。 状況を指す。そのような状況には、 影響を及ぼしていることに特徴付けられるような ルに達し、又は蔓延しており、それが一般市民に 次のように書いています。暴力状態が相当のレベ す。武力紛争及び暴力の発生する状況とは何か、 査のための実体的、手続的な指針を示したもので び暴力の発生する状況を背景とした難民申請の審 | 六年に発表したガイドライン12は、武力紛争及 国連難民高等弁務官事務所、UNHCRが二〇 二つ以上の国

入管庁に伺います。

も条約上の難民には該当し得るというのが国連の 見解ではありませんか 国家間における暴力、 戦争、 武力紛争であって

ね。そういう中で何とか逃れてきた方が大勢おら たるとは考えられないというふうに記載されてい 儀なくされた者は、通常は難民条約上の難民に当 ○政府参考人(西山卓爾君) ますと、紛争の結果として出身国を去ることを余 う規定されているかと、記載されているかと申し 釈指針を補完するものというふうに位置付けられ HCRが策定した難民認定基準ハンドブックの解 ガイドラインでございますけれども、これはUN てございます それで、そのUNHCRのハンドブックにはど まず、委員御指摘の

れるわけです。

知をいたしております。 民として保護されることを記載しているものと承 ら逃れてきた者も難民条約上の要件を満たせば難 ンの12号は、武力紛争及び暴力の発生する状況か したがいまして、その委員御指摘のガイドライ

限定的に解釈するべきだと。ですから、戦争から 庁が説明をされたハンドブックについて、その記 いうことを書いているのではありませんか。 の避難者であっても対象として入る余地があると ○山添拓君 このガイドラインの中では、今入管 止めてください。 述べられたまさにその部分について、より

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

おりでございまして、でございます。 けれども……(発言する者あり)先ほどの答弁のと 〇政府参考人(西山卓爾君) 繰り返しになります

摘のあった、戦争、国際的又は国内的武力紛争の ○山添拓君 結果として出身国を去ることを余儀なくされた者 して適用されるものというように理解される必要 は難民とは考えられないという箇所は、 いや、このガイドラインには、今指 より限定

ですよ。 ですから、それは入管庁の読み方間違っているんがあるというのがこのガイドラインなんですね。

ま物解釈に基づいて認定すべきと考えておりまれています。日本政府はこれに従って、戦争かられています。日本政府はこれに従って、戦争からの避難者であっても対象として認めていく、そういう運用をしていくべきじゃありませんか。の政府参考人(西山卓爾君) 我が国の入管法上、難民はあくまで条約難民というふうに規定をされていますので、難民の認定につきましては、その政府参考人(西山卓爾君) れていますので、難民の認定につきましては、その政府参考人(西山卓爾君) れていますので、難民の認定につきましては、その政府参考人(西山卓爾君) というように対している。

○山添拓君 これも入管庁に伺います。 しては取っているものと承知しております。 止護すべき者は庇護するという対応を我が政府と 当たらないとしても、人道的な考慮を踏まえて、 当たらないとしてでございますけれども、難民に

害の主体について書いています。その質問十七は迫アンドAが掲載されています。その質問十七は迫しい日代のホームページには、難民保護・Q

迫害の主体とは、政府、反乱軍や他の集団など の個人や集団であり、当該の人が逃げることを余 しながら、迫害の主体が何かは、個人が難民該当 性があるかどうかを決定するのに決定的な要因と なるべきではありません。大切なことは、国籍国 で保護を受けることができるかどうか、その個人 が国際的な保護を受けるのに値するかどうかとい うことと書いています。

ではありませんか。

大臣に伺います

○政府参考人(西山卓爾君) その点については

の方々が避難を余儀なくされる、迫害のおそれが によって、ロシアの侵略行為によってウクライナ III によって、ロシアの侵略行為によってウクライナ III によって、ロシアの侵略行為によってウクライナ III によって、ロシアの侵略行為によってウクライナ III によって、戦争 III によって、 III

種が迫害の理由となっている、そういう捉え方ををが迫害の理由となっている、そういう捉え方をいたいというのは理解し難いです。戦争から逃れたは典型的な難民です。戦争からの避難者というのは理解し難いです。戦争から逃れたないというのは理解し難いです。戦争から逃れたないというのは理解し難いです。戦争から逃れたが追害の理由となっている、そういう捉え方を

○政府参考人(西山卓爾君) そもそも、我が国におきましても、迫害主体が国籍国の政府等でなければ難民と認定できないとしているものではございませんで、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約上の定義に基づいて難民と認定すべき者を適切に認定してございます。
 ○山添拓君 ということは、つまり、ウクライナからの避難者についても難民条約上の難民に当たからの避難者についても難民条約上の難民と認定すべき者を適切に認定してございます。

○政府参考人(西山卓爾君) あくまで個々の方々○政府参考人(西山卓爾君) あくまで個々の方々

○山添拓君 今入管庁が個々の方々の状況を見てとおっしゃったのは、これまでの難民認定実務の 繋害を語ったものでもあると思うんですね。これ までも、民主化運動のリーダー格でもない限り難 ままで避難してきた人に迫害の証拠を出せと求め る。厳し過ぎる難民認定の在り方がこの問題でも る。厳し過ぎる難民認定の在り方がこの問題でも

とする人を難民としてきちんと認定していく、そら、問われているのは、迫害を逃れて保護を必要でもウクライナからの避難者を難民とすることは可能だと、その余地はあると思います。ですからの逆難者を難民とすることはよど来、準難民の話が出てきて、昨年廃案ととする人を難民としてきちんと認定していく、そとする人を難民としてきちんと認定していく、それはど来、準難民の話が出てきて、昨年廃案と

認識はいかがですか。

○国務大臣(古川禎久君) 先ほど来、次長から、 ○国務大臣(古川禎久君) 先ほど来、次長から、 の難民が難民条約上の難民に該当すると規定しているものではないと承知をいたしております。 世難民が難民条約上の難民に該当すると規定してれるものではないと承知をいたしております。 対に限られておりまして、内戦や戦争に巻き込まれて命を落とすおそれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおそれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおそれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおそれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおそれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおとれがある者は必ずしも条約上れて命を落とすおります。

○政府参考人(金子修君)

お答えいたします。

討しているということでございます。 省では、補完的保護対象者の認定制度の創設を検設けることが望ましいと考えておりまして、法務設けることが望ましいと考えておりまして、法務に護する、そのためにそれに適した制度を法律上のような方々も人道上の観点からより確実に

○**公員長(矢倉克夫君)** 時間が参りました。 ○山添拓君 これまでの議論を聞いていただいていたらもうちょっと柔軟な運用が可能だということを認識いただきたいと思うんですが、ウクライナからの避難者への人道的な対応が必要だと、これはもう重々御承知だと思うんですが、ウクライは、難民認定についても人道的に対応するべきであり、そして、これを機に、それ以外の地域からあり、そして、これを機に、それ以外の地域からあり、そして、これを機に、それ以外の地域からの避難者についても難民認定の運用を抜本的に改めるべきだと、このことを指摘して、質問を終わめるべきだと、このことを指摘して、質問を終わめるべきだと、このことを指摘して、質問を終わりました。

○髙良鉄美君 沖縄の風の髙良鉄美ですありがとうございました。

家族の法制に関する世論調査について伺いま

省に伺います。

さは調査に同います。

本日は調査結果について法務多くありますので、本日は調査結果について法務の調査結果を見ると今後の議論の参考になる点も多くありますの設問の問題点を指摘しましたが、こ

題であり、男女平等を実現するために非常に重要選択的夫婦別姓制度に関する問題は、人権の問

と思います。
若い人たちの声をしっかり受け止める必要がある
な問題です。そして、これから結婚しようとする

ください。

三十歳代、四十歳代の回答割合をそれぞれ教えてにおける女性の十八歳から二十九歳まで、そしてにおける女性の十八歳から二十九歳まで、そして

御指摘の設問において、女性の十八歳から二十九歳までにつきましては、夫婦同姓制度を維持した方がよいという方が四三・三%、選択的夫婦別姓制度を導入した方が四三・三%、選択的夫婦別姓制度を維持したがよいという方が四五・七%。

女性の三十歳代につきましては、夫婦同姓制度を導入いう方が三九・〇%、選択的夫婦別姓制度を導入した方がよいという方が四二・三%、選択的夫婦別姓制度を導入した方がよいという方が四二・五%です。した方がよいという方が四二・五%です。した方がよいという方が四二・五%です。した方がよいという方が四二・五%です。した方がよいという方が四二・五%、旧姓を維持した方がよいという方が一三・一%、旧姓を維持した方がよいという方が一三・七%、旧姓を維持した方がよいという方が一一・七%、旧姓の通称使用についての法制度を設入した。

○髙良鉄美君 ありがとうございます。

した方がよいという方が四七・○%でございま

御答弁いただきましたように、現行の制度のままでよいというのはいずれも一○%台、二十代、三十代、四十代もそれぞれ一○%、一一%、一三、大代、四十代もそれぞれ一○%、一一%、一三番い世代は、一刻も早い制度改正を望んでいるとおいせ代は、一刻も早い制度改正を望んでいるという。

伺いします。 次に、婚姻改姓による不便、不利益についてお

ていますが、通称使用は、法制審の答申以降、民からです。現在、通称使用拡大の取組が進められ同姓制度の下で女性が不便、不利益を被ってきた導入を内容とする答申がされたのは、現行の夫婦導入を内容とする答申がされたのは、現行の夫婦

としても根本的な解決にはならないのが明らかで 大には様々な問題があり、仮にそれを法制化した を判断するほどの情報がありません。通称使用拡 これまで具体的に示されておりませんので、賛否 使用できる場面が拡大してきた経緯があります。 法改正が実現しないために、便宜的な措置として 設問の通称使用の法制度がどのような内容か、

不便、不利益がなくなるかを問う設問について、 ると思うかを問う設問と、旧姓の通称使用により 回答割合をお答えください て姓を変えたりすることにより不便、 そこで、今回の世論調査における、婚姻によっ 不利益があ

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。 婚姻によって姓を変えたことにより不便、

答した方が四七・五%でございました。 益があると思うかを問う設問においては、何らか 二・一%、何らの不便、不利益もないと思うと回 不便、不利益があると思うと回答した方が五 不利

利益があると思うと回答した方が五九・三%でご ができてもそれだけでは対処し切れない不便、不 思うと回答した方が三七・一%、通称を使うこと を使うことができれば不便、不利益がなくなると 姻前の名字を通称として使うという考え方につい うと回答した方、全体の五二・一%に対して、婚 てどのように思うかを問う設問においては、通称 上記設問で、何らかの不便、不利益があると思

益があるという中でですけれども。 回答した方が五九・三%と、これはもちろん不利 では対処し切れない不便、不利益があると思うと 利益をなくすための通称使用ではなくて、むしろ るということが実際なんですよね。その不便、不 がありましたけれども、不便、不利益を感じてい 利益をなくすために通称をということを、先ほ ○髙良鉄美君 もうこの通称を使用することができてもそれだけ て、やはり半数がそれを感じていると。不便、不 、少しそれに取り組んでいくというお話 不便、不利益というものに対し

際に改姓せざるを得ず、 ることを示していると言えるのではないでしょう しているということは、ここに客観的な実態とそ ほどありましたように四七・五%、半数近く存在 いと思うと回答している方が、またこれ、また先 がいるということが明らかであるにもかかわら れについての国民の認識との間に一定のずれがあ 御答弁いただいたように、現行制度では結婚の 今回の世論調査では、何ら不便、不利益はな 不便、不利益を感じる人

そうした実態を把握している方の意見を十分に参 界があるのが現状であり、今後の議論においても が感じておられたということだと思います。 れなかったのですが、十四日の法務委員会で、裁 考にすべきだと考えています。 判官百七人が通称使用をしていることが分かりま した。同姓に対することの不便さを多くの裁判官 裁判官は二〇一七年九月まで戸籍名しか認めら 繰り返しになりますけれども、通称使用には限

さい。 問でどのような回答割合であったか、お答えくだ 答した方は、選択的夫婦別姓制度の賛否を問う設 は対処し切れない不便、不利益があると思うと回 において、通称を使うことができてもそれだけで そこで、法務省に伺いますが、今回の世論調査

どのような回答をしたのかというお尋ねでござい 三三・五%、選択的夫婦別姓制度を導入した方が 用についての法制度を設けた方がよいという方が ますが、その回答割合は、夫婦同姓制度を維持し 選択的夫婦別姓制度の賛否等を問う設問において ○政府参考人(金子修君) お答えいたします。 よいという方が五○・二%でございました。 た方がよいという方が一五・〇%、旧姓の通称使 ない不便、不利益があると思うと回答した方が、 称を使うことができてもそれだけでは対処し切れ ている方の半数以上が選択的夫婦別姓制度に賛成 ○髙良鉄美君 ついてどのように思うかを問う設問において、通 婚姻前の名字を通称として使うという考え方に 実態を把握し

> Ł, えられるのではないでしょうか。 姓制度の導入を支持する意見が広がっていくと考 国民の間で正確な認識が広まると、選択的夫婦別 の意見です。つまり、今回の調査結果を踏まえる 夫婦別姓制度の下での客観的な実態について

でも一三%。なぜそれを認めないのかということ く世代です。そして、三十代でも一一%、 ら二十九歳まで一〇%、この方たちが結婚してい 私が先ほど聞いた中で、十代の後半、十八歳か 四十代

ŧ, と、平等権というのは個人の権利の方ですけれど い、そこに生じてしまった結果が不平等だとこれ 差別の問題もあります。これは、政府からする いうのも、平等権という憲法十四条の性別による なければならないと思います。男女平等であると に、人権の問題であるということを私たちは考え 問題になるわけです。 これは、先ほど一番最初に申し上げましたよう 政府からすると平等取扱いをしなきゃいけな

題が人の人権の問題であるということをしっかり 半世紀ずっと不都合があると言っているわけです おります。 よ、不利益があると。ですから、これは、この問 捉えるということがとっても大事だと私は思って ですから、先ほども、二十五年超えています 一九九六年に法制審の答申がありました。四

使用に取り組むということになると、また待つと すけれども、憲法が適用されなかったんです。長 ちょっと指摘しておきたいと思います。 の方々が一生懸命待っていたと。だから、今通称 いですよ、四半世紀というのは。これはもう女性 いうことになるわけですね。そういったところを いるはずでした四半世紀の空白というのがありま 四半世紀というのは、沖縄が憲法が適用されて

使用ということでありましたけれども、裁判官の か、お伺いしたいと思います。最高裁の方にお願 ということはどのように受け止めていらっしゃる 通称使用がこれだけの人数がいると、百七人近い そこで、最後に、先ほど百七名の裁判官が通称

いします。

○最高裁判所長官代理者(小野寺真也君) 申し上げます お答え

加し、令和三年十二月一日現在では百七人となっ めることとした平成二十九年九月一日以降年々増 ております。 用者数は、裁判関係文書についても旧姓使用を認 御指摘いただきましたとおり、裁判官の旧姓使

考えております。 後も引き続き制度の周知等に努め、希望者が支障 は差し控えさせていただきたいと存じますが、 なく旧姓を使用できるよう配慮してまいりたいと るところでありますため数の多少についての評価 旧姓使用をするか否かは個々の職員の意思によ 今

○髙良鉄美君 まだ少しずれてはいると思います が、次、少し質問に入りたいと思います。

今後の取組を示していただけたらと思います。 情報提供に努めるべきだと思いますが、法務省の 紹介するなど更なる情報提供を努めるべきだと、 に、今回の世論調査の結果をより分析的な視点で 国会議員の間で更なる検討や議論がされるよう な検討が可能となっています。それゆえ、国民や 今回の世論調査の結果については、 より分析的

等を分かりやすく示した資料を作成し、ホーム 答割合のみならず、性別、年代別ごとの回答傾向 ○政府参考人(金子修君) 法務省におきまして ページで紹介しているところでございます。 は、今回の世論調査の設問のうち国民の関心が特 ら御指摘のとおり、今後様々な観点から議論をす に高いと思われるものにつきましては、全体の回 今回の世論調査の結果につきましては、委員か

います。 ○髙良鉄美君 是非とも検討をお願いしたいと思 てまいりたいと考えております

議論に資するよう更なる情報提供について検討し

る上で重要な資料になると考えており、

国民的な

ずっと答弁をされております。この中で、選択的 たが、これ基本的人権を含むということで大臣は 今、 日本の国際的な法の支配の問題がありまし

たれで多うのといこ思います。ありばこうごだます。私からの要望としたいと思います。 歩進んで是非とも取り組んでいただければと思い 歩進んで是非とも取り組んでいことでしたが、もう一とで取り組んでいくということでしたが、もう 大臣も何かありますか。先ほどの答弁でも、通

ました。これで終わりたいと思います。ありがとうござ

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いさせていただきます。

と申しますのは、児童虐待防止法の第二条で、と申しますのは、児童虐待とは保護者としているんですね。そうすると、現場では、例えばお母さんの交際相そうすると、現場では、例えばお母さんの交際相そができないということが現場ではございました。

は、母親と交際相手が女児を身動きできないよう津市の事案、あるいは、翌月、二〇二一年九月にけて死亡させたという本当に痛ましい大阪府の摂八月ですけど、母親と交際相手が男児に熱湯を掛入月ですけど、母親と

が続いております。例、保護者以外の関係者が関わった虐待死の事件のにして押し入れに閉じ込めて死亡させた岡山県の

関係が八・一%となっております。
%、一人親が二七%、再婚家族が四・四%、内縁む結果、第十七次報告ですが、実父母が四七・四りしました資料に、子供虐待による死亡事案の検統計的には、三月二十九日の法務委員会でお配

⁷。 そこで、厚生労働省と法務大臣にお聞きしま

省、法務大臣、お願いいたします。以外の関係者による虐待への対応についてどう考えておられるでしょうか。それぞれに、厚生労働えておられるでしょうか。それぞれに、厚生労働がというでは、法務大臣、お願いいたします。

○副大臣(佐藤英道君) ただいま委員から具体的○副大臣(佐藤英道君) ただいたところでありな事案について御指摘をいただいたところであり、適切に関係者が対応していく必要があると考の加害を放置する親のネグレクトも指摘されておの加害を放置する親のネグレクトも指摘されております。

相手等が虐待を行い、実親など保護者によるネグ 児童虐待防止法上の保護者に該当し、 際相手等について、週に数日や日中、 観点から必要な対応を行うことについて、児童相 の一環として交際相手等に対し児童の安全確保の の児童福祉法に基づく調査、指導はもとより、そ レクトとされるケースなどの場合には、保護者へ 相手等が保護者に該当しなくとも、例えば、交際 に基づく調査、 育に一定の関与の下、監護を行う者等について、 手等への対応について整理した通知を昨日、十八 談所や市区町村に対し通知をさせていただいたと ど、定期的に児童のいる家庭に滞在し、児童の養 日に発出したところであります。具体的には、交 このため、昨今の事案も踏まえ、父母の交際相 指導を行うべきこと、また、交際 児童福祉法 夜間のみな

| す。 | す。 | できせた岡山県の | 浸透するよう周知徹底し、児童の安全を確保する。

まず、検察当局におきましては、児童を虐待しまず、検察当局におきましては、児童の保護者であるか、それ以外の者を者がその児童の保護者であるか、それ以外の者を者がその児童の保護者であるか、それ以外の者のところでございます。

また、法務省関係機関が提供し得る資源、ノウハウのうち、子どもの人権SOSミニレター等による人権相談、あるいは法務少年支援センター、少年鑑別所ですけれども、法務少年支援センターにおける地域援助、これも虐待をした者が保護者における地域援助、これも虐待をした者が保護者であるか否かにかかわらず広く活用され得るものと考えております。

法務省としては、関係省庁との連携を更に強めります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

厚労副大臣様、今回の、昨日ですか、タイミン できちんと自治体に調査研究、そして対応するようにと出していただいたのは大変有り難いことで うにと出していただいたのは大変有り難いことで

また、法務大臣の方は、言わば定義に関係な

実態として加害をしたその加害者はきちんと

はでいます。 検察も、また検察庁も対応してくださるというこ と、大変有り難いことでございます。 と、大変有り難いことでございます。 に徹底していくために少し資料を出させていただ に徹底していくために少し資料を出させていただ に徹底していくために少し資料を出させていただ と、大変有り難いことでございます。

資料一と二ですけれども、要保護児童対策協議

本通知の内容が全国の児童相談所や市町村等へ

会、要対協と言っている、そこが連携の核になる、要対協と言っている、そこが連携の核にないた。関係機関の連携状況、また虐待死を起こしてしまった事案についての情報共有とか、ここのところが実は、例えば資料一で見てみますと、第十七次報告ですけれども、心中以外の虐待死が五十六件ありながら、関係機関の連携というのは、なし件ありながら、関係機関の連携というのは、なしか三七%、つまり六七・三%もあるんですね。後ろが心中以外で二十六件あります、三十七件のうろが心中以外で二十六件あります、三十七件のうる。

ですから、なかなか実態として、実効性を持って連携するというのが難しいというのがこのデータから言えると思うんですが、厚生労働省さんにお問いしたいんですけど、三月二十九日の当法務委員会で、警察庁は、児童虐待が疑われる事案の香報を全て児童相談所に通告し、また情報提供を行っていると答弁なさったんですが、警察から受けた事案の情報、児童相談所はどのように取りけた事案の情報、児童相談所はどのように取り扱っているのでしょうか。厚労省さん、お願いします。

〇政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。 児童相談所が虐待通告を受けましたときは、通 告元を問わず、必要に応じて、児童相談所職員又 は児童相談所が依頼した者により、原則四十八時 間以内に子供を直接目視することによります安全 確認を行い、子供の安全確保のため必要と認めら れるときは一時保護を行う等の対応を取っている れるときは一時保護を行う等の対応を取っている ところでございます。

らの通報はより緊急性が高いと判断をしていただいますので、厚生労働省といたしましては、即日、緊急の受理会議を開催するなど、特に迅速かつ柔軟な対応を求めているところでございます。吃していただいているものと認識しております。応していただいているものと認識しております。応していただいているものと認識しております。応していただいているものと認識しております。

の通報の問題が意外と壁がございます。 ということで、市民的な感覚からいくと、実はこ のか、市役所なのか、あるいは関係の組織なのか 報するか、これは児童相談所直接なのか、県庁な 市民感覚からいきますと、通報する、どこに通

いているということでございます。

四つの問題を提起しておられます。 連携をもっとしっかりしてほしいというところで りました。その後、三日月大造知事に、警察との が十七歳の兄に殺されてしまったという事案があ ズ後藤啓二様が、昨年の八月、大津で六歳の女児 うんですけれども、実は、NPO法人シンクキッ 最初の段階で警察と連携をさせていただいたと思 きるというところで、多分滋賀県は全国でも大変 警察と連携することによってよりリスクを阻止で 私は、常々、知事時代から、児童相談所などは

この要保護児童対策地域協議会は、まさにこの

トゥギャザー、関係機関が一緒に頑張ろうの理念 守ることに集中する。そのために、ワーキング 力を発揮して、何よりも子供ファースト、子供を 警察が互いの業務に敬意を払い、信頼関係を確立 スタートにすぎない、縦割りを解消して、児相と が全国半数程度の自治体で既に実施しているけ 心理的バリアがあるということですね。それから も感じておりました。ですから、ここのところ、 有に後ろ向きの感覚が根強く存在する、これは私 こそ子供を守るためには必要だと言ってくださっ して、それぞれの業務の利点を生かしてベストの ております。 一つ目は、児童相談所と警察との全件共有の連携 一つは、福祉や教育の現場では警察との情報共 残り半数は実施できていないと。全件共有は

について、お願いできますでしょうか。 関係機関の縦割り解消に向けた法務大臣の見解

ということは非常に重要なことだというふうに考 はり緊密に連携をして協力をして取り組んでいく 児童虐待を根絶していくためには、関係機関がや ○国務大臣(古川禎久君) 委員御指摘のとおり、

連携強化のためにどうすればよいだろうかと、

| ること、これが大事だと考えます。ネットワーク クのですね、機能がより高まっていくのではない が構築されることによって、相互に、お互いの顔 ためには、まずはやっぱりネットワークを構築す なっていくことによって、この関係、ネットワー その取り組む事例が増えていく、それが積み重 ないかと。そして、具体的なケースについても、 ある関係機関や関係団体の間で連携を図っていく かと、こんなふうに考えております。 が見える関係の中で情報共有も進んでいくのでは これ一般論として申し上げますと、異なる立場に

てまいりたいと考えております。 携に取って、児童虐待の根絶のために力を尽くし に努めたいと思います。このようにして緊密を連 ウを他の関係機関にも積極的に活用いただくよう 機関が連携して個別のケースに対応していく、対 ができると思います。地域の実情にも応じ、関係 ようなネットワークを形にしたものだと言うこと 画をしていくとともに、提供できる資源やノウハ のだというふうに認識をいたしております。 処していく、そういう仕組みが設けられているも 法務省としましても、この要対協に積極的に参

ざいます。 ○嘉田由紀子君 法務大臣の決意、ありがとうご

| ど詳しく通知を出していただいております。これ | 見せていただいたんですけど、本当に五ページほ んですけれども、先ほど来、厚労省さんが、言わ 歩だと思います。 えば新聞など事件で出ているから当然国も動いて ばこれまでの保護者以外の方たちに対して、今朝 そこが入り込めなかったところ、ここ大きな第一 いるんだろうと思っていたと思うんですが、逆に は、世間的には、保護者以外の交際相手の方が例 最後に一つ、これは通告していないので意見な

お伺いできたら有り難いんですが、今、こども家 親、父親の孤立化を防ぎ児童虐待を防止するため 族庁、こども家庭庁でしょうか、その中で、母 その大きな第一歩を厚労省さんと副大臣にもし

| する部署など設置できたらと、意見なんですが、 します。 もしそこにコメントがございましたらお願いいた り孤立化に向けておりますので、共同養育を担当 に、共同養育、離婚後の単独親権というのがかな

| ○嘉田由紀子君 もう私の方はこれで終わりま ○委員長(矢倉克夫君) 時間が過ぎております。

させていただきます。 で、また次の機会でお願いできればと思います。 ○嘉田由紀子君 では、結構です。また申し入れ ○委員長(矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますの

とどめ、これにて散会いたします。 ○委員長(矢倉克夫君) 本日の調査はこの程度に 昨日の地方自治体への、 感謝申し上げます。 ありがとうございま

午後零時十四分散会

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。 、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関す る請願(第一〇〇八号)(第一〇三二号)(第 ○三七号)

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願 第一○○八号 請 願者 三重県尾鷲市 矢賀太朗 九十八名 令和四年四月一日受理

紹介議員 安江 伸夫君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願 第一〇三二号 令和四年四月五日受理 請 願 者 三重県津市 中林恵 外八百七十

紹介議員 小池

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一〇三七号 令和四年四月六日受理

> 選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願 請願者 三重県多気郡明和町

この請願の趣旨は、第五○一号と同じである。

外九百九十九名